第5編 震災対策編津波災害対策計画

第1章 災害予防計画



第1節 津波災害に強いまちづくりの推進

津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し最小限に止められるよう、津波災害に強いまちづくりを実現する必要があります。

そのため、市及び防災関係機関は、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進します。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

■主な実施担当 土木 ・ 建設班

■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 · 国土交通省浜田河川国道事務所

津波災害に強いまちづくりの推進

1. 土地利用の適正化

2. 建築物・公共土木施設災害の予防

1. 土地利用の適正化

(1) 津波に強いまちの形成

県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で 避難が可能となるような避難<u>先</u>・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連 携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の 耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や 津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、県及び市は必要な措置を講ずるものとする。

また、県及び市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行うものとする。

(3) 津波災害警戒区域の指定

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、警報・注意報の伝達に関する事項、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

(4)総合ビジョンの策定

市は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すこ

とに努めるものとする。

(5) 住民への周知

市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)及び指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図るものとする。

また、市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

2. 建築物・公共土木施設災害の予防

(1) 建築物の災害予防

ア 県及び市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共 同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める ものとする。また、ハザードマップ等を用い、都市計画部局等と防災部局との情報共有を進め、日常 の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

イ 県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

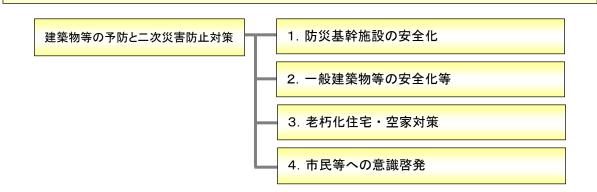
(2) 危険物施設の災害予防

関係機関は、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第2節 建築物等の予防と二次災害防止対策

地震・津波等の災害時には、災害の状況により、建物損壊や火災による焼失等の被害が予想されます。このため、建築物の安全性を確保し、災害防止対策を推進します。身を守るとりでとなる建物の安全性を公共・市民ともに向上させます。

- ■主な実施担当 土木 ・ 建設班
- ■防災関係機関等 浜田県土整備事務所



1. 防災基幹施設の安全化

第2編第1章第2節「建築物等の予防と二次災害防止対策」を参照。

2. 一般建築物等の安全化等

市は、次のように一般建築物の不燃化、安全化等を促進する。

(1) 一般建築物に対する防災指導

地震・津波等による危険の著しい区域について、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施する とともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

(2) 公共的な建築物に対する防災指導

社会福祉施設・介護施設等、要配慮者を収容している施設に対して、消防本部と連携して防火・防 災指導を実施する。

(3) 防災上重要な建築物の耐震・耐浪化

市は、防災上重要な施設の内重点的に耐震化を図る建築物(防災上重要な建築物)を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

このため、県、市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性・耐浪性の確保に特に配慮するものとする。

3. 老朽化住宅・空家対策

(1) 空家対策

第2編第1章第2節「建築物等の予防と二次災害防止対策」を参照。

(2) 老朽化した既存建築物に対する耐震診断・補強指導

第2編第1章第2節「建築物等の予防と二次災害防止対策」を参照。

4. 市民等への意識啓発

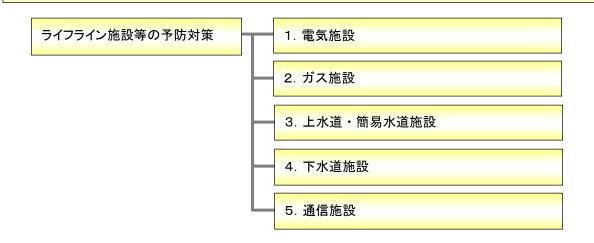
市は、市民に対し、次の意識啓発を行う。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。 特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

震災時には、浸水・建物損壊等の被害が予想されます。特に、都市・地域生活の根幹をなす上水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設等の施設が被害を受け機能を失うことになると、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、LPガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとします。



1. 電気施設

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

2. ガス施設

(1) LPガス事業者

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

3. 上水道・簡易水道施設

市水道課は、地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進していくものとする。

(1)取水・配水施設の整備

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

(2) 水管及び配管の整備促進

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

(3) 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の整備

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

(4) 給水装置や受水槽の安全化推進

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

(5) 緊急遮断弁の整備

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

(6) 貯水機能の強化

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

4. 下水道施設

震災が発生した場合、下水道施設に係る中継ポンプ場及び終末処理場への電力の供給停止を想定し、 自家発電装置を備えるものとする。

また、下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

5. 通信施設

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

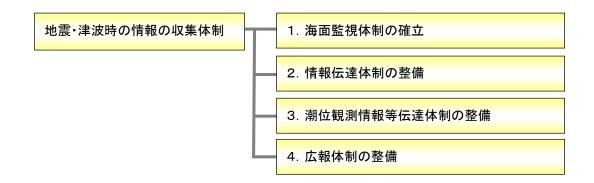
(1) 防災訓練

第2編第1章第3節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

第4節 地震・津波時の情報伝達体制

地震・津波の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が 円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当 総務班 • 情報班



1. 海面監視体制の確立

市は、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした 揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想される ことから、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な場所で海面を監視す る体制を確立する。

2. 情報伝達体制の整備

- (1) 市は、住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、沿岸住民への津波 警報等の伝達手段として、市防災行政無線(同報系)の整備を促進するとともに、サイレン等可能な 限り多数の情報伝達手段を確保する。
- (2) 津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

なお住民に対しては迅速な避難行動がとれるようあらかじめ避難経路、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)を周知しておく。

(3) 県及び市は、連携して多数の人出が予想される海岸及び港湾等のレジャー客、水産事業者及び港湾 労働者等への情報伝達体制を確立する。

また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。

(4) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、警報及び注意報の伝達方法を定めるものとする。

3. 潮位観測情報等伝達体制の整備

(1) 潮位観測システム

ア 検潮所及び巨大津波計の整備 気象庁は、浜田市と隠岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

イ 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

(2) 警報及び注意報等伝達体制の整備

ア 気象庁は、地震・津波に関する警報及び注意報等に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう 防災情報提供システムを整備した。

また、島根県総合防災情報システムと気象庁 ADESS システムとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を開始した。

- イ 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。
- ウ 県、市、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する警報及び注意報等の伝達徹底について は、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用(電波法第74条、災害対策基本法第57条) についても考慮し、体制の整備を図る。

エ 県及び市は、津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

4. 広報体制の整備

(1) 県民への的確な情報伝達体制の整備

ア 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を図ると ともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、災害時に孤立が予想される地区は、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

- イ 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、被害に関する情報や安否確認等の情報 など、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- ウ 県、市及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- エ 県と放送事業者は、地上デジタル放送の特性を活かした災害情報の広報について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- オ 県、市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確 に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- カ 広報の実施に当たって、要配慮者に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- キ 県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、ホームページ(しまね防災情報)を通じて一元的に提供する。

提供する情報については、県・関係機関においてあらかじめ準備しておく。

- ク 県は、総合防災情報システムから、電子メールの配信により、登録を行った県民に気象情報や防 災情報を提供する。
- ケ 県及び市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して震度速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報が確実に伝わるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、漁業無線、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- コ 県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより 必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- サ 県は、災害等が発生した場合 J F しまねと協力しながら沖合に出漁している漁船等に対し迅速な情報伝達を行うため、J F しまね漁業無線局の通信の充実を図る。

(2) 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の津波災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・ 知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を 深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、県及 び市は関係機関と協議するなど検討しておく。

○関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

また、県、市、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期するものとする。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用(電波法第74条、災害対策基本法第57条)についても考慮し、体制の整備を図る。

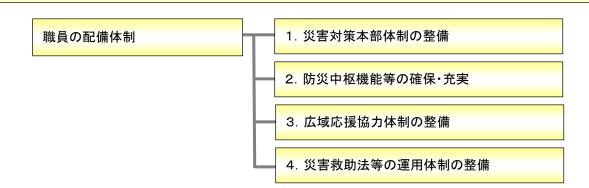
第5節 職員の配備体制

災害時の効果的な応急対策をすみやかに実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防 災体制を整備しておく必要があります。また、同時に市、県、防災関係機関相互の連携体制及び災害救 助法等の円滑な運用体制を整備します。

防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動(警戒)体制を確立できるようにしておく必要があります。

また、初動体制を迅速におこなうために職員及び防災関係機関並びに市内事業者との連携を図ります。

■主な実施担当 総務班・ 人事班・ 援護班



1. 災害対策本部体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(1)初動(警戒)体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(3) 桜江支所及び地区班の役割の明確化

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(4) 災害対策本部等の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

2. 防災中枢機能等の確保・充実

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

3. 広域応援協力体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(1) 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(2) 市・県・自衛隊の連携体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(3) 市内防災関係機関の連携体制の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(4) 広域応援拠点等の整備

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

4. 災害救助法等の運用体制の整備

(1) 災害救助法等への習熟

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

(2) 災害救助基金の確保

第2編第1章第5節「職員の配備体制」を参照。

5. 公的機関の業務継続性の確保

第3編第1章第6節「職員の配備体制」を参照。

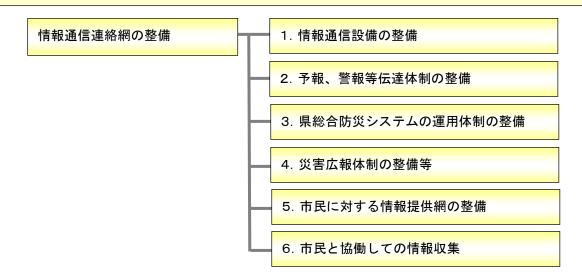
第6節 情報通信連絡網の整備

震災等の災害が発生した場合には、極めて大量の情報が発生することになります。したがって、市、 県及び防災関係機関は、その情報を迅速で的確に判断し、防災対策に反映しなければなりません。よって、これらの情報を迅速、的確に効率よく収集・伝達を行う整備が必要です。

県は平成 11 年度に総合防災情報システムを導入し、平成 20 年度、平成 25 年度に防災関係機関や県民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、システムの更新を実施しており、県、市町村及び防災関係機関により、今後も活用を図ります。

震災発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に 行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当 総務班・情報班



1. 情報通信設備の整備

(1) 防災行政用無線

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(2) 非常無線

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(3) 衛星通信ネットワークシステム

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(4)一般電話

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(5) 同報無線の設置拡大

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

2. 予報、警報等伝達体制の整備

(1) 関係機関における伝達の整備

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(2) 報道機関における伝達体制の整備

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

3. 県総合防災情報システムの運用体制の整備

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

4. 災害広報体制の整備等

(1) 被災者への的確な情報伝達体制の整備

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(2)報道機関との連携体制の整備

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(3) 災害用伝言サービス活用体制の整備

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

5. 市民に対する情報提供網の整備

(1) CATV を利用した気象等の情報提供体制の検討

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(2) 防災関連メール配信の検討

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

6. 市民と協働しての情報収集

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

(1) 市民による情報の提供

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

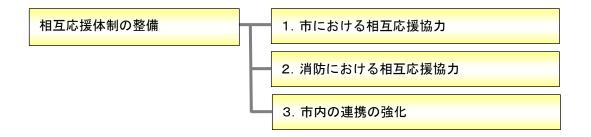
(2) 市によるパトロールの実施

第2編第1章第6節「情報通信連絡網の整備」を参照。

第7節 相互応援体制の整備

大規模地震・津波災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要あります。このため、各関係機関相互があらかじめ十分協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していきます。また、災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の有効性を担保し、地域の組織力を如何なく発揮するために相互の応援体制を整備します。

■主な実施担当 総務班 ・ 人事班



1. 市における相互応援協力

- (1)市町村相互の応援協力及び県外への応援要請第2編第1章第7節「相互応援体制の整備」を参照。
- (2) 市内所在機関相互の応援協力 第2編第1章第7節「相互応援体制の整備」を参照。

2. 消防における相互応援協力

(1) 島根県消防広域相互応援協定による応援 第2編第1章第7節「相互応援体制の整備」を参照。

3. 市内の連携の強化

(1) 住民同士のネットワークの構築 第2編第1章第7節「相互応援体制の整備」を参照。

(2) 自主防災組織と事業所の連携

第2編第1章第7節「相互応援体制の整備」を参照。

(3)福祉・医療・産業・防災の連携強化

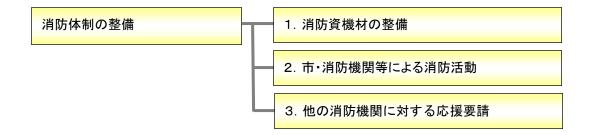
第2編第1章第7節「相互応援体制の整備」を参照。

第8節 消防体制の整備

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要があります。このため、消防機関は、現有の消防力(装備・車両・水利等)の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携した消防活動を実施し、災害を未然に防ぐため地域の防災の基礎となる消防体制の整備を促進します。

■主な実施担当 総務班 ・ 人事班

■防災関係機関等 消防本部 · 江津市消防団



1. 消防資機材の整備

(1)消防施設等の整備

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

(2) 消防水利の確保

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

2. 市・消防機関等による消防活動

(1) 市・消防本部の消火活動

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

(2) 消防団による消火活動

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

(3) 市民の対策

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

(4)消防活動の留意点

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

3. 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

(2) 知事による応援出動の指示

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

(3) 県への応援要請上の留意事項

第2編第1章第8節「消防体制の整備」を参照。

第9節 農林漁業施設災害の予防計画

津波災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施します。

■主な実施担当 農林水産班

■防災関係機関等 島根県農業協同組合

西部農林振興センター・ 浜田県土整備事務所 ・ 浜田水産事務所

(有)ふるさと支援センターめぐみ ・ 川本家畜保健衛生所

漁業共同組合JFUまね浜田支所江津出張所 · 江川漁業協同組合

江津市森林組合 •邑智郡森林組合

農林漁業施設災害の予防計画

1. 農業施設災害の防止対策

2. 漁業施設災害の防止対策

1. 農業施設災害の防止対策

(1)農地の冠水・たん水防除

第2編第1章第11節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

2. 漁業施設災害の防止対策

第2編第1章第11節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

(1)漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあるため、汚濁水や土砂等の流入による被害が発生するおそれがある。

また、汚濁水や土砂等の流入による被害に加え、津波等による施設被害が発生するおそれがある。

(2) 漁港施設

第2編第1章第11節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

(3) 陸揚施設等

第2編第1章第11節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

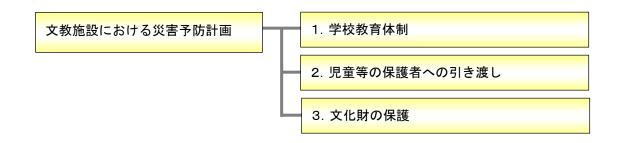
(4)漁船

第2編第1章第11節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

第10節 文教施設における災害予防計画

市及び学校管理者は、災害発生時に公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校において、乳幼児、児童生徒(以下「児童等」という。)や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。幼児、児童、生徒の安全確保のための体制を強化します。

- ■主な実施担当 教育班
- ■防災関係機関等 各学校



1. 学校教育体制

(1) 学校等における防災対策の整備

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

(2) 発災時間と応急対策との関連

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

(3) 想定される災害と対策の対応

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

(4) 教職員への教育

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

(5) 保護者への教育

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

(6) 被災時の避難所としての役割への対応

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

(7) 防災体制の整備

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

2. 児童等の保護者への引き渡し

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

3. 文化財の保護

第2編第1章第12節「文教施設における災害予防計画」を参照。

第11節 各種施設災害予防計画

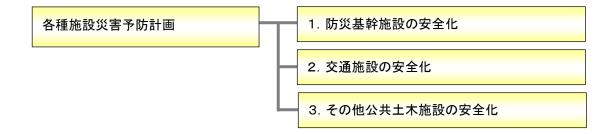
地震・津波時の災害時には、災害の状況により、浸水等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想されます。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、市街地・地域生活の根幹をなす上水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道、港湾・漁港施設等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きいことが考えられます。災害に強い公共施設等を整備することにより、地域の防災インフラの向上を目指します。

■主な実施担当 総務班 ・ 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 農林水産班 ・ 商工班

■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 · 中国電力㈱ · 西日本電信電話㈱

西日本旅客鉄道㈱ • 浜田水産事務所

国土交通省浜田河川国道事務所



1. 防災基幹施設の安全化

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

2. 交通施設の安全化

(1) 道路施設

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

(2) 鉄道施設

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

(3)港湾施設

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

(4) 漁港施設

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

3. その他公共土木施設の安全化

(1)河川

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

(2)砂防等施設

第2編第1章第13節「各種施設災害予防計画」を参照。

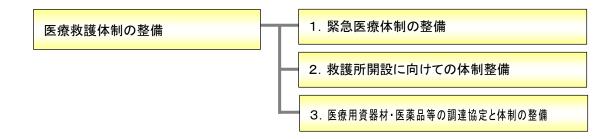
第12節 医療救護体制の整備

地震・津波時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて機能が停止したり、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想されます。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成など、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進します。

また、特に、災害直後の初期医療体制、後方医療体制、県及び他の市町村等との広域的な連携体制などを考慮して対策を進めていく必要があります。緊急時の医療救護を迅速に行えるよう、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築します。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係 機関相互の情報共有を推進します。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」によります。



1. 緊急医療体制の整備

(1) 医療体制の整備

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(2)後方搬送体制の整備

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

2. 救護所開設に向けての体制の整備

(1) 救護所資機材の備蓄

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(2) 救護所活動体制の整備

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(3) 搬送班の活動体制の整備

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

3. 医療用資器材・医薬品等の調達協定と体制の整備

(1) 医療用資器材・医薬品等の調達協定の締結

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(2) 医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(3) 医療用資器材・医薬品等の輸送計画の策定

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(4) 医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

(5) 医療用資器材・医薬品等の輸送計画の策定

第2編第1章第14節「医療救護体制の整備」を参照。

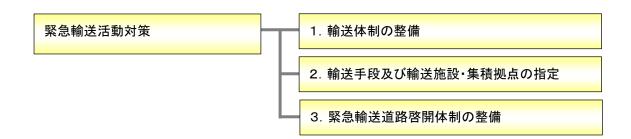
第13節 緊急輸送活動対策

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び 物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要です。必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送 体制の整備を計画的に推進します。

■主な実施担当 管理班・ 土木・建設班

■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 · 西日本旅客鉄道㈱

浜田県土整備事務所



1. 輸送体制の整備

- (1)輸送条件を想定した輸送計画の作成第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。
- (2) 市と市内輸送業者及び漁業関係者との協定締結 第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。

2. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- (1) 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化 第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。
- (2)輸送施設・集積拠点等の指定第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。

3. 緊急輸送道路啓開体制の整備

- (1) **啓開道路の選定基準の設定** 第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。
- (2) 道路啓開の作業体制の充実 第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。
- (3) 道路啓開用装備・資機材の整備 第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。

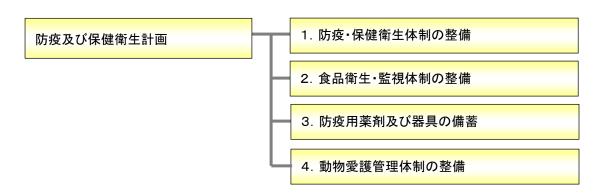
(4) 関係団体等との協定に締結による協力関係の強化

第2編第1章第15節「緊急輸送活動対策」を参照。

第14節 防疫及び保健衛生計画

地震・津波災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に 予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備します。また、災 害時の二次災害を蔓延させない体制を整備します。

- ■主な実施担当 衛生班・援護班
- ■防災関係機関等 各医療機関 · 医師会 · 浜田保健所



1. 防疫・保健衛生体制の整備

(1) 市の防疫班の編成

第2編第1章第16節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

第2編第1章第16節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

2. 食品衛生、監視体制の整備

第2編第1章第16節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

3. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

第2編第1章第16節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

4. 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物 や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管 理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

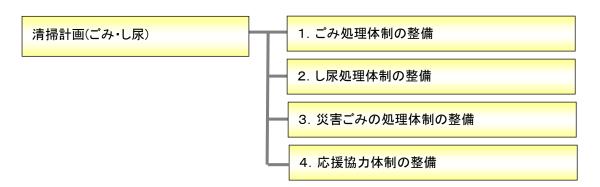
第15節 清掃計画(ごみ・し尿)

地震・津波災害時には、建物の浸水、焼失等により、多量のごみ、がれきが発生するおそれがあります。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。 特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となります。

このため、ごみ・し尿等の処理体制を整備しておくことにより、効果的にごみ・し尿を処理できるようにします。

■ 士か宝協切当 待仕班



1. ごみ処理体制の整備

(1) 処理体制の事前検討

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(3) ごみの仮置場の選定

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(4)ごみの収集搬送

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(5) ごみの収集搬送のための市内事業者との協定締結

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

2. し尿処理体制の整備

(1) し尿処理体制の事前検討

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(3) し尿処理排出量の推定

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(4) 災害用仮設トイレの整備

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

3. 災害ごみの処理体制の整備

津波による危険の著しい区域については、災害ごみの発生を抑制するため、建築物の耐浪化に努める。

(1) 災害ごみ処理体制の事前検討

地震、津波、土砂災害により損壊した建物の廃木材や宅地内に流入した流木等の廃棄物(以下「災害ごみ」という。)を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害ごみの処理要領への習熟と体制の整備

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(3) 施設管理の徹底

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(4)災害ごみの仮置場の選定

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(5) 災害ごみの収集搬送

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

(6) 災害ごみの収集搬送のための市内事業者との協定締結

第2編第1章第17節「清掃計画(ごみ・し尿)」を参照。

4. 応援協力体制の整備

県は、市町村等における廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は各市町村等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような風水 害に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間にお ける廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

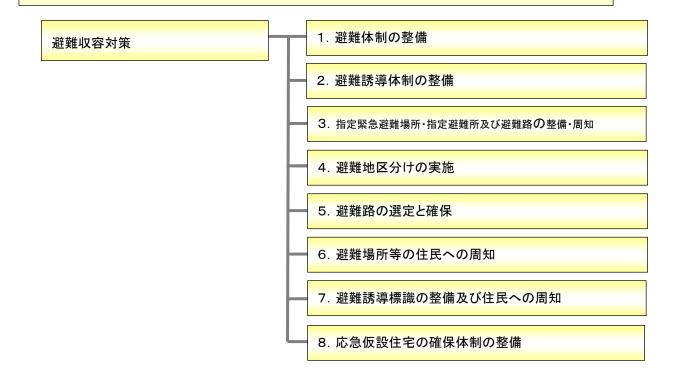
そのため、市は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第16節 避難収容対策

地震・津波災害等の災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数 多く出ることが予想されます。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を 定めるとともに、市は、災害時において住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行いうるように平 常時から必要な体制を整備しておく必要があります。

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 土木・建設班

■防災関係機関等 陸上自衛隊第 13 偵察隊 · 江津警察署



1. 避難体制の整備

津波による危険について、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、具体的かつ実践的な 津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図り、自治会等を通じて、避 難組織の確立に努める。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 上記以外の事項については、地震災害対策計画第1章第18節を参照。

2. 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努める。

(2) 避難勧告等の実施要領の明確化

ア 市長による避難勧告等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、市地

域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し津波警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

- イ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合直ちに避難指示 (緊急)等を発令することを基本とした具体的な避難指示 (緊急)等の発令基準を設定する。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁との連携に努める。県及び国は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示 (緊急)等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示 (緊急)等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- ウ 市は、大津波警報、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者等に配慮する。
- エ 市は、強い揺れを伴わない地震のときは、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、避難勧告等の発令のための伝達体制を整える。

上記以外の事項については、地震災害対策計画第1章第18節を参照。

3. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

指定緊急避難場所及び指定避難所の選定と確保

市等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に指定緊急避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、 道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める

上記以外の事項については、地震災害対策計画第1章第18節を参照。

4. 避難先区分けの実施

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

上記以外については、地震災害対策計画第1章第18節を参照。

5. 避難路の選定と確保

地震災害対策計画第1章第18節を参照。

6. 避難先の住民への周知

地震災害対策計画第1章第18節を参照。

7. 避難誘導標識の整備及び住民への周知

地震災害対策計画第1章第18節を参照。

8. 応急仮設住宅の確保体制の整備

第2編第1章第18節「避難収容対策」を参照。

第17節 観光客対策

本市の沿岸部は、波子・浅利・黒松海岸海水浴場があり、夏期には海水浴客でにぎわい、また、有福温泉や風の国温泉、菰沢公園オートキャンプ場を訪れる観光客があります。しかし、これらの観光客は、津波や震災時の対応について理解していないことが考えられるため、観光客の安全対策を重視した体制を構築し、観光客の安全性の向上と避難対策の向上を図ります。

■主な実施担当 商工班

■防災関係機関等 市観光協会 · 旅館組合

1. 津波予報・警報等の伝達 2. 避難体制の構築

1. 津波予報・警報等の伝達

第2編第1章第19節「観光客対策」を参照。

2. 避難体制の構築

第2編第1章第19節「観光客対策」を参照。

第18節 孤立化対策

平成16年に発生した中越地震では、急傾斜地の崩落や道路の寸断等により孤立する集落が発生しました。本市でも、急峻な跡市、大掛、上笹畑等の中山間地では、道路の寸断により孤立する可能性があります。このため、市民の備蓄を推進するとともに、危険箇所への対応を促進します。

■主な実施担当 土木・建設班・ 総務班

孤立化対策

1. 孤立化予防対策

2. 孤立化対策

1. 孤立化予防対策

第2編第1章第20節「孤立化対策」を参照。

- (1) 孤立化が想定される地区への道路の整備 第2編第1章第20節「孤立化対策」を参照。
- (2) 急傾斜地崩壊危険地区の整備 第2編第1章第20節「孤立化対策」を参照。

2. 孤立化対策

(1) 防災倉庫等の整備

第2編第1章第20節「孤立化対策」を参照。

(2) 住民の備蓄の促進

第2編第1章第20節「孤立化対策」を参照。

(3) 臨時ヘリポート等の計画

第2編第1章第20節「孤立化対策」を参照。

第19節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

震災害時の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備を推進し、災害時の食料等の確実な供給を目指します。

- ■主な実施担当 商工班 ・ 管理班 ・ 援護班 ・ 上下水道班
- ■防災関係機関等 西日本旅客鉄道㈱ · 貨物自動車運送事業者

食料等の調達・確保及び 防災資機材等の整備

- 1. 食料等の調達・確保に関する基本的な考え方
- 2. 食料及び給食資材の備蓄並びに調達体制の整備
- 3. 飲料水及び給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備
- 4. 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備
- 5. 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備
- 6. 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1. 食料等の調達・確保に関する基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(2) 発生時の人口分布と対策の対応

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(3)発生時間と備蓄品目との対応

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(4)要配慮者への配慮

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(5) 食料・生活必需品等の調達協定の締結

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

2. 食料及び給食用資材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(2)食料及び給食用資機材の備蓄

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

3. 飲料水及び給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(2) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

4. 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(2) 生活必需品の備蓄

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(3) 生活必需品の調達体制の整備

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(4) 生活必需品の輸送体制の整備

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

5. 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1)基本事項

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

(3) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

第2編第1章第21節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

6. 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 対象者及び品目

(ア)対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市及び市が要請した機関とする。

(イ) 品目

- ①災害用医療セット (救急箱)
- ②ベット兼用担架等の応急医療用資器材
- ③消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

市は、被害想定結果に基づく人的被害(負傷者数)数及び医療関連機関における現在のストックの 状況を把握の上、市が備蓄すべき医療救護資器材、医療品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びそ の他必要事項等の策定に努める。

- ア 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。
- イ 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材品の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

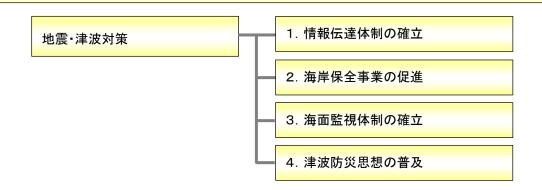
第20節 地震・津波対策

本市は長い海岸線を有することから、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設、河川管理施設の整備計画を推進するとともに、地震・津波に関する予報及び警報、避難指示(緊急)等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、大地震に伴う津波対策を推進します。

■主な実施担当 情報班 · 土木·建設班

■防災関係機関等 松江地方気象台 · 漁業共同組合JFしまね浜田支所江津出張所

江川漁業協同組合



1. 情報伝達体制の確立

市は、住民に対し、津波警報等の伝達手段として、CATV、防災行政用無線への加入を促進するとともに、防災行政用無線、サイレン、半鐘等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

なお、住民に対しては迅速な避難行動がとれるよう予め避難経路、避難所の周知をしておくものとする。

また、多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

2. 海岸保全事業の促進

海岸線にそっての漁港及び港湾等の施設は、津波等の被害を防止するため、保全のための対策を講ずるよう努力するものとする。

3. 海面監視体制の確立

市は、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波の襲来が予想されるので、気象台の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、漁業協同組合等の協力を得て安全な地点で海面を監視する体制を確立する。

4. 津波防災思想の普及

市、県、防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

(1)一般住民に対する内容

- ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、CATV等を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所 に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や海釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

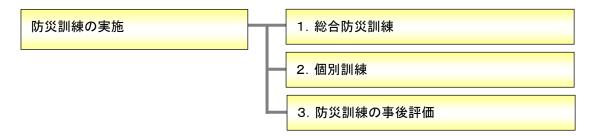
(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外(水深の深い海域)に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、CATV、防災行政用無線を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに港外に避難する。
- エ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

第21節 防災訓練の実施

訓練は、積み重ねることにより防災活動を的確かつ円滑に実施するために有効です。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実戦的な防災訓練を実施し、その習熟に努めます。

- ■主な実施担当 総務班 · 人事班 · 情報班 · 管理班 · 教育班 · 農林水産班 商工班 · 土木·建設班 · 上下水道班 · 衛生班 · 援護班
- ■防災関係機関等 消防本部 ・その他防災関係機関



1. 基本的な考え方

(1) 県、市及び各防災関係機関等は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間やの最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (2) 救出・救助等において要配慮者へ的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、「地震被害想定」に示した地震・ 津波災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震・津波 災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

2. 総合防災訓練

(1)参加機関別の訓練

第2編第1章第22節「防災訓練の実施」を参照。

(2) 防災訓練時の交通規制

第2編第1章第22節「防災訓練の実施」を参照。

3. 個別訓練

(1) 図上訓練

第2編第1章第22節「防災訓練の実施」を参照。

(2) 実施訓練

第2編第1章第22節「防災訓練の実施」を参照。

4. 防災訓練の事後評価

第2編第1章第22節「防災訓練の実施」を参照。

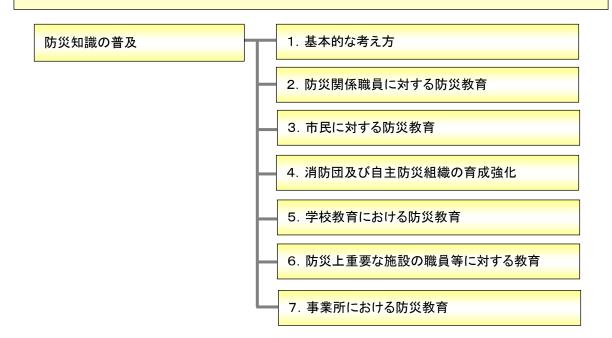
第22節 防災知識の普及

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災意識を高め、理解と協力を得ることが最も必要です。平常時から各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及啓発を図り、災害時に適切な対応が迅速に実施できるように防災知識の普及に努めます。

■主な実施担当 総務班 ・ 人事班 ・情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班

商工班 ・ 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班

■防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関



1. 基本的な考え方

本県においては、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震において津波による負傷者や家屋の浸水が生じたが、市民の津波災害に対する認識は高くないため、より一層の防災教育を推進する。 上記以外については、第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照

2. 防災関係職員に対する防災教育

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

(1)教育の方法

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

(2)教育内容

- ア 地震、津波についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 地域防災計画、防災業務計画の内容

- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識(防災資機材の使用方法、応急手当等)
- キ 県総合防災情報システムの操作方法等
- ク その他必要な事項

3. 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

(1)消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

県及び市は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

- ア 津波災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが自主避難等を行い、被災者を救出・救助することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できることから、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。
- イ 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(4) 防災活動及び避難誘導等における安全確保

- ア 市は、消防団員や自主防災組織等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津 波到達時間内での防災対応や避難誘導等に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民に周知する ものとする。また、訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ル ール等を必要に応じて見直すものとする。
- イ 県及び市は、津波災害時の安全確保のため、津波警報等の情報を確実に伝達するための情報伝達体制の整備・確立、津波災害に対する知識と安全管理を高めるための教育訓練の機会の提供などの対策 を、国や関係機関と連携して取り組む。

(5) 市民による地区の防災活動の推進

ア 市民

市内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 市

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

4. 市民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、市民に対し、家屋の改修及び周辺危険箇所の安全化、3日分の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1)普及の方法

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

(2) 周知内容

- ア 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の 低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があ ること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- イ 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震 であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ 高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行 動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波 の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、 さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の 発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津 波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊 急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、津波に関する想 定・予測の不確実性
- オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれが あることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市は、 自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。
- カ 県及び市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、 津波警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行うものとする。

キ 県及び市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機 応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の 共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図 るものとする。

(3) 津波災害に対する平素の心得

- ア 周辺地域における津波災害の危険性の把握
- イ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等 家庭での予防・安全対策
- ウ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- エ 避難の方法 (避難路、避難先の確認)
- オ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄(最低3日(推奨1週間)分)
- カ 非常持出品の確認 (貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、 紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備)
- キ 自主防災組織の結成
- ク 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- ケ ボランティア活動への参加
- コ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- サ ライフラインの途絶時の対策
- シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 津波災害発生時の心得

- ア 災害発生直後に取るべき行動
- (ア)強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
- (イ) 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。
- (ウ) 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に 近づかない。
- イ 救助活動
- ウ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- エ 避難実施時に必要な措置
- オ 警報等発表時や避難勧告等の発令時に取るべき行動、避難先での行動
- カ 自主防災組織の活動
- キ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ク 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録(運用開始時)
- サ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

5. 学校教育における防災教育

(1)趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等(以下児童等)の安全確保 及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらい として、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

- ア 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、 自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・ 基本的事項を理解できるようにする。
- エ 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努 めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国 的に行われる必要がある。

(2) 各教科及び学校行事としての防災教育

関連教科において、自然災害の発生メカニズムなど、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断 力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い 機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるように する防災指導を行う。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学 級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実 施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切 である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟 に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車(起震車)等 による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等 災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時 に迅速な行動がとれるようにしておく。

5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

6. 事業所における防災教育

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

(2) 事業所の自衛防災組織の防災活動

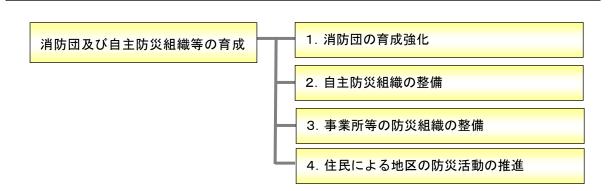
第2編第1章第23節「防災知識の普及」を参照。

第23節 消防団及び自主防災組織等の育成

市民の生命、身体及び財産を守るためには、日頃市民一人ひとりが防災についての知識と防災行動力を高め、自分達の地域は自分達で守るという連帯意識に基づく自主防災組織の結成を促進する必要があります。また、企業も地域の一員であるという観点から、企業内における自主防災等の強化を推進し、地域企業と自主防災組織との連携を深めます。

地震発生時に適切な対応が迅速に実施できるように自主防災組織を中心として地域防災力の強化 に努めます。

- ■主な実施担当 総務班
- ■防災関係機関等 消防本部



1. 消防団の育成強化

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

2. 自主防災組織の整備

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

(1) 自主防災組織の編成

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

(2) 自主防災組織の平常時の活動

ア コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救助訓練の実施

エ 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

オ 地域の事業所との連携

同じ地域に共存する事業所との地震発生時等の連携を進める。

(3) 自主防災組織の災害時の活動

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

(4) 自主防災組織の育成

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

ア 自主防災組織の育成

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

イ 自主防災活動のリーダーの育成

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

- ウ 自主防災組織の育成手法
 - (ア) 地震に関する情報(被害想定、危険箇所等)の提供
 - (イ) 自主防災組織の必要性についての広報
 - (ウ) 防災訓練、研修会等の実施への支援
 - (エ) 啓発資料の作成
 - (オ) 活動拠点施設の整備支援
 - (カ) 自主防災組織の防災計画書等の策定支援

(5) 自主防災組織の役割と活動内容

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

(6) 民間防火組織の育成

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

3. 事業所等の防災組織の整備

第2編第1章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

4. 住民による地区の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、 物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に 応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として 市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第24節 要配慮者の安全確保体制の整備

高齢者、病弱者、心身に障がいを持つ者、児童(乳幼児含む)、妊婦、外国人及び観光客・旅行者など(以下「要配慮者」という。)は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいため、安全確保のための防災対策を積極的に推進します。また、地震発生時に迅速な避難や行動を支援するための地域の体制を整備します。

■主な実施担当 援護班・ 総務班

■防災関係機関等 消防本部 ・ 浜田保健所

要配慮者の安全確保体制の整備

1. 地域における要配慮者対策

2. 社会福祉施設等における要配慮者対策

1. 地域における要配慮者対策

(1)要配慮者としての外国人に対する配慮の必要性

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(2) 要配慮者の実態把握

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(3) 緊急連絡体制の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(4) 防災施設、物資、資機材等の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(5) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(6) 外国人対策

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(7) 防災基盤の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

2. 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 防災設備等の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(2)組織体制の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(3) 緊急連絡体制等の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

(5) 防災基盤の整備

第2編第1章第25節「要配慮者の安全確保」を参照。

第25節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模な震災発生時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、災害ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整などの体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があります。市は、関係機関、団体を支援して災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、相互の連携体制を確立し、活動を促進します。

■主な実施担当 援護班

■防災関係機関等 江津市社会福祉協議会 • 日本赤十字社島根県支部

災害ボランティアの活動環境の整備

- 1. 災害ボランティアの活動内容と普及
- 2. 専門ボランティアの育成と連携体制の整備
- 3. ボランティア受入れ体制の整備

1. 災害ボランティアの活動内容と普及

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

(1) 災害ボランティアの活動内容

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

(2) 災害ボランティアの活動の普及・啓発

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

2. 専門ボランティアの育成と連携体制の整備

(1) ボランティアの登録、協定締結等

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

(2) ボランティアの登録、協定締結等

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

(3) ボランティアの養成

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

(4) 一般ボランティアとの連携体制の整備

第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

3. ボランティアの受入れ体制の整備

- (1)ボランティア連絡評議会(仮称)の設置第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。
- (2) ボランティア・コーディネーターの養成第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。
- (3) ボランティア受け入れマニュアルの作成 第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。
- (4)ボランティア活動拠点の整備第2編第1章第26節「ボランティアの受入れ」を参照。

第2章 災害応急対策計画

_	EC
n-	อก

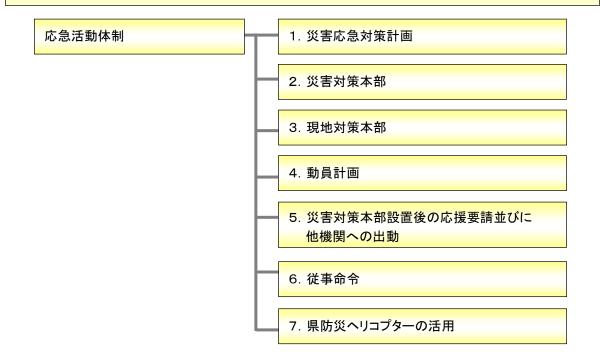
第1節 応急活動体制

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市は第一線的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立します。

■主な実施担当 総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班

商工班 ・ 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班

■防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関



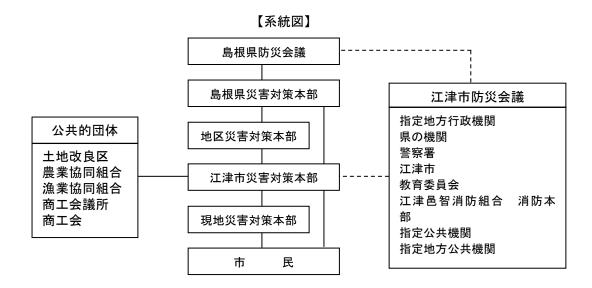
1. 災害応急対策計画

地震・津波災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。市は、住民に対する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手するが、この際、防災対応や避難誘導にあたる職員の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の 救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施す る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、 人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者(難病患者を含む)、障がい者、児童・乳幼児、 妊産婦、外国人等要配慮者への支援に留意する。

これ以外は、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。



(1) 本部の設置

地震・津波災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定 を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水、燃料及び生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、必要物資を調達する。 さらに、地震・津波災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

本部の設置については、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(2) 時系列応急対策の概要

時 系 列			主な対策
災害	対策	小区分	土 な 刈 水
未然	災害予防対策		災害の発生を未然に防止する等の対策
進行中	災害予防対策 災害応急対策 住民の生命・身体の 保護を第一義とし、 あわせて防災施設の 保護、住民の財産の 保護、社会秩序の維 持を目的	事後	災害の発生を未然に防止する等の対策 障害物の除去 施設の応急復旧 傷者、行方不明者の捜索 死者の捜索、収容、処理 医療、助産 収容施設の供与(応急仮設住宅) 炊出し、飲料水の供給 被服、寝具の供与 清掃、防疫 住宅の修繕 生業資金資材の給与または貸与
			応急教育 (輸送)(通信)(広報)
己然	災害復旧対策		災害の復旧対策

(3)機関別応急措置の概要

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

2. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置基準と公表

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(2)組織、編成及び系統

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(3) 災害対策本部の協議事項等

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(4) 災害対策本部の廃止の基準と公表

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

3. 現地対策本部

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

4. 動員計画

地震・津波災害の防止・軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、対策本部においては、次のとおり災害に対処する体制(以下「災害対策」という。)を整え、この災害体制に従って要員の動員を行うものとする。

(1) 初動体制の確立

- ア 震度4を観測した場合の対応について
 - (ア)職員の危機管理意識を促すため、庁内放送及び防災行政用無線の一斉放送により、注意を喚起すること。
 - (イ)職員の動員体制は震災第1災害体制をとり、災害情報の収集など防災機関の役割を十分意識して災害対応に当たること。
- イ 震度5弱以上を観測した場合の対応について
 - (ア) 直ちに市長、副市長、危機管理監が災害対策本部の設置及び今後の災害対策活動について協議を行うこと。
 - (イ) 庁内放送、防災行政用無線の一斉放送については、①アと同様とすること。 (緊急地震速報を受信した場合、市防災行政用無線から自動で放送が流れる。)
 - ウ 勤務時間外及び休日の職員の参集について
 - (ア)職員は、勤務時間外または休日に県西部に震度 4 以上の地震があったことを知った場合には、 テレビ、ラジオ等の報道に注意するものとする。
 - (イ) 当該職員は、気象庁における地震情報で、震度が 4 以上の場合または大阪管区気象台から「ジュウサンクツナミ」等の津波警報が発表されたことを知った場合には、動員の通知の有無にかかわらず積極的に登庁し、待機するよう心がけるものとする。また、地区班は各地区の情報収集にあたるものとする。
- エ 県警、消防本部、自衛隊との連携強化

災害情報の収集にあたっては、県警、消防本部、自衛隊と相互に連携を図り、一体となって災害情報収集に当たることとする。

- オ 防災情報システム及び防災行政用無線の活用の徹底
 - (ア) 防災情報システムの活用については、操作訓練の徹底や研修の充実により、災害時に迅速な運用を行うこと。
 - (イ) 災害時には、NTT回線の輻輳により、情報連絡等に支障が生ずることもあるため、防災行政用無線による電話やファックス等の複数の情報伝達手段を活用すること。
- カ 迅速な災害活動を行うための災害対策会議の簡素化等

災害時には、迅速な対応が求められることから、会議は口頭による説明を可とし、会議の簡素化を 図るとともに会議録による情報の共有化を徹底すること。

(2)動員人員の増減

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(3) 災害体制の決定及び対策本部設置の通知と動員方法

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

【災害体制の基準】

災害対 策本部	種別	時期	災害体制の 決定	体制の内容	業務
本部設置前	事前体制	震度3の地震が発生したとき 津波注意報が発表されたとき		総務課長 総務課補佐(行政・防災 担当) 総務課防災係員 総務課行政係員 桜江支所長・次長 支所総務係員	1. 情報の収受及び 伝達
	第1災害体制 (震度 4 の地 震が発生した とき)	災害発生の危険が あるとき 津波警報が発表さ れたとき	危機管理監 が副市長と 協議し決定	教育長・参事職全員・課 長職全員 総務課全員・支所全員 1. 災害対策を実施するに 必要な人員 2. 必要と認める地区班担 当員	1. 気象情報の収受お よび伝達 2. 各種機関への連絡 3. 被害状況の把握お よび報告 4. 災害対策本部の設 置準備
本部設置後	第2災害体制 (震度 5 弱以 上の地震が発 生したとき)	災害の危険が極め て増大したとき または災害が発生 したとき 大津波警報が発表 されたとき	災部つと、機協とのでは、長いのでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人	全職員	 災害予防の指示 災害応急対策等の 指示 被災等の状況把握 消防団との連絡調整
	第3災害体制	災害が発生し、さ らに被害が増大す るとき	災害対策本 部が決定	全職員	1. 災害対策全般
特別体制		市内に突発的事故及び災害が発生したとき (火災、列車事故等)	市長が決定	災害対策要員編成の詳細 は、その都度決定する	災害対策各班事務分掌で定める
地区班及び派遣班		災害が発生し、そ の地区班が必要と 判断されるとき	各災害体制の決定に従う	(地区班員) (派遣班員) 被害状況に応じて随時編 成	(地区班) 巡回警戒、被害収集報告、消防団・自治会との連絡調整、資材の現地調達 (派遣班) 災害防御の指導、地元協力体制等

5. 災害対策本部設置後の応援要請並びに他機関への出動

(1)対策本部内における応援

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(2) 県に対する応援要請

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(4) 他機関への出動

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

6. 従事命令

災害応急対策を実施するために、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの 必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、総務部は各部の要請に基づき、奉仕団に応援 を要請しまたは労務者の借上げを行うものとする。

(1)奉仕団の応援協力

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(2) 労務者の雇上げ

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(3) 応援要請事項

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(4) 従事命令、協力命令の実施体制

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(5) 損害補償

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

7. 県防災ヘリコプターの活用

市は、県に対して県防災ヘリによる応援を要請することができる。なお、大規模災害時においては、 県は以下の要領で臨機応援に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮することとしている。

(1) 県防災ヘリの活用体制の確立

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

(2) 県防災ヘリの運用

第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照。

第2節 災害情報の収集・伝達

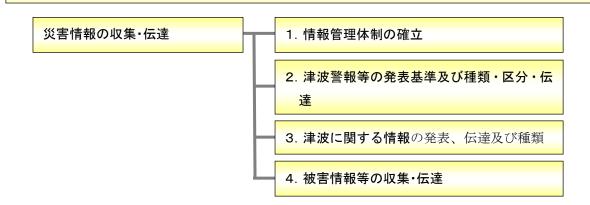
津波災害時において、市は災害応急対策を適切に実施するよう、県や防災関係機関と密接に連携 し、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があります。このため、市が保有している情報伝達 手段を効果的に運用し、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保します。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握できるよう、市、県及び防災関係機関が相互に密接な連携をとり、災害情報等を収集・伝達することに努めます。

■主な実施担当 情報班 ・ 総務班

■防災関係機関等 西日本電信電話㈱ · NHK松江放送局 · 松江地方気象台

その他防災関係機関



1. 情報管理体制の確立

(1)情報管理体制の確立

第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

(2)情報連絡手段の確保

第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

(3) 県総合防災情報システムの活用

第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

(4) 防災関係機関等の情報管理体制の確立

第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

2. 津波警報等の発表基準及び種類・区分・伝達

津波警報等とは大津波警報、津波警報、津波注意報をいう。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(1) 発表基準

ア 大津波警報、津波警報

担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

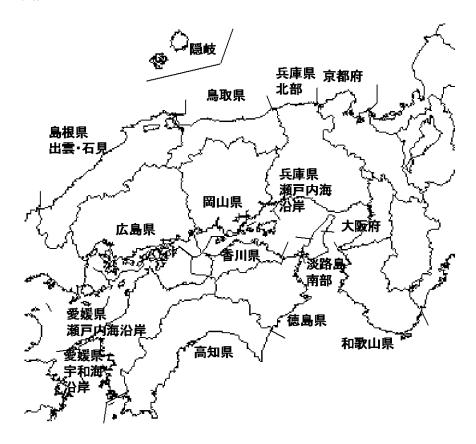
イ 津波注意報

担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波予報区



津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波警報」、「津波警報」の2種類に区分される。津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

(3) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

ア 津波警報等

油油数却な	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		沖冲数却なまり目も1
津波警報等の種類			数値での	巨大地震の	津波警報等を見聞きし た場合にとるべき行動
り種類		区分	発表	場合の発表	た場合にこのへき打動
	予想される津波の	10m<高さ	10m 超		陸域に津波が及び浸水す
大津波警報	高さが高いところ	5m<高さ≦10m	10m	巨大	るおそれがあるため、沿
八件仪言和	で 3m を超える場	3m<高さ≦5m	5m		岸部や川沿いにいる人
	合	3Ⅲ ✓ 同 ♂ 三 3Ⅲ			は、ただちに高台や避難
	予想される津波の		3m 高		ビル等、安全な場所へ避
津波警報	高さが高いところ	1m<高さ≦3m		高い	難する。
	で 1m を超え、3m				警報が解除されるまで安
	以下の場合				全な場所から離れない。
			1m	(表記な し)	陸域では避難の必要は
	予想される津波の				ない。海の中にいる人
	高さが高いところ				はただちに海から上が
	で 0.2m 以上、1m				って、海岸から離れる。
津波注意報	以下の場合であっ	0.2m≦高さ≦1m			海水浴や磯釣りは危険
	て、津波による災				なので行わない。
	害のおそれがある				注意報が解除されるま
	場合				で海に入ったり海岸に
					近付いたりしない。

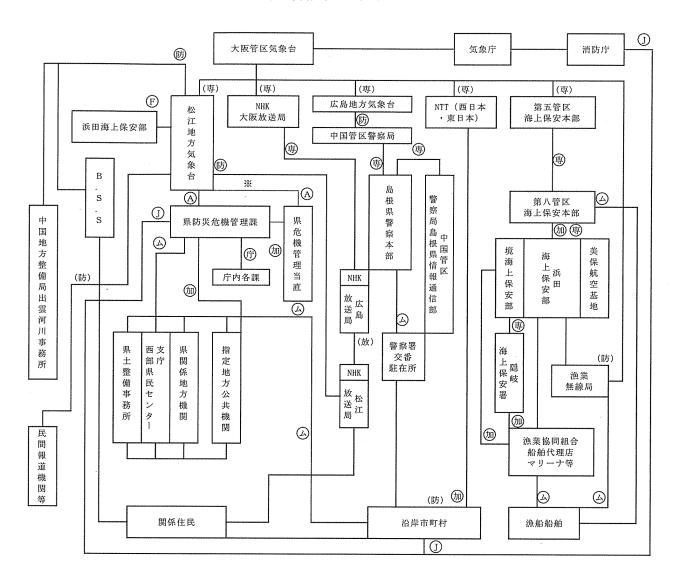
- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、 津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる 前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 - 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
 - 3 地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される。

種 类	発表基準	内 容
津波予	報 津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を発表
	(地震情報に含めて発表)	
	0.2m未満の海面変動が予想	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心
	されたとき(津波に関するその他	配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	の情報に含めて発表)	
	津波注意報解除後も海面変動が	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する
	継続するとき(津波に関するその	可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴など
	他の情報に含めて発表)	に際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波警報等伝達経路図



- (注1) 西日本電信電話㈱の機関による伝達は、大津波警報、津波警報及び津波注意報(のうち津波警報解除)に限る。
 - 團……専用電話

- ②……無線通信 励……加入電話 F……ファクシミリ
- \bigcirc J-ALERT

- 崂……防災情報提供システム
- (デ······庁舎内線 A·····・アデス・総合防災情報システム
- (専)……専用回線 (放)……放送
- (防)……防災情報提供システム(専用回線以外)
- (注2)線は通報の時間を示す。

実線……昼夜とも、破線……勤務時間外(※)のみ

※〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

- ア平日
 - 0時00分から8時30分まで及び17時00分から24時00分までの間
- イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日

全 日

ウ 年末、年始(12月29日~1月3日)

全 日

(注3) NHK松江放送局は、大津波警報、津波警報を緊急警報システム (EWS) により放送する。民間報道機関等は山陰放送テレビ、 山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、JR米子支社等である。

津波警報等の伝達は次のとおり行うものとする。

(4) 伝達先の区分

ア 気象官署

大阪管区気象台は、津波警報等を発表又は解除したときは、津波警報等の内容を周知のため、次の 各防災関係機関に速やかに通知するものとする。

- (ア) 中国管区警察局 (広島地方気象台経由)
- (イ) 第五管区海上保安本部(神戸地方気象台経由)
- (ウ) 西日本電信電話㈱・東日本電信電話㈱<ただし、大津波警報、津波警報(ただし大津波警報、 津波警報解除のみ)に限る>
- (工) 日本放送協会大阪放送局
- (才) 松江地方気象台

イ 受報機関の措置

大阪管区気象台から通知を受けた各防災関係機関及びさらに通知を受けた各防災関係機関は、速やかにそれぞれ次のとおり措置する。

(ア) 中国管区警察局関係

中国管区警察局は、島根県警察本部へ、島根県警察本部はさらに中国管区警察局島根県通信部 及び沿岸区域を管轄する警察署へ、警察署はそれぞれの定めるところに従い直ちに沿岸市町村へ通 知する。

(イ) 海上保安庁関係

第五管区海上保安本部は、第八管区海上保安本部へ、第八管区海上保安本部は、島根県沿岸を管轄する浜田・境海上保安部・美保航空基地へ通知し、さらに境海上保安部は、隠岐海上保安署に対して通知する。浜田・境海上保安部及び隠岐海上保安署は、直ちに入港中の船舶に周知し巡視船艇により被害状況等の情報収集を実施する。また、美保航空基地は、航空機により同様の情報収集を実施する。

- (ウ) 西日本電信電話株式会社関係
 - 一般通信に優先して速やかに沿岸市町村へ通知する。
- (工) 日本放送協会

大阪放送局は、直ちに広島放送局へ通知し、広島放送局は松江放送局へ通知するとともにラジオ・テレビの放送を中断し、又は字幕によってその周知を図る。松江放送局も同様の方法で周知を図る。

(オ) 気象官署

松江地方気象台は、直ちに島根県防災危機管理課他、防災関係機関等へ通知する。

(カ)島根県

津波警報等の通知を受けた県は、直ちに沿岸市町村及び県関係地方機関等へ地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等により通知する。なお、本庁内及び県関係地方機関における取扱いは、 気象予報及び警報等の取扱いの例による。

(キ)漁業無線局

津波警報等の通知を受けた漁業無線局は、航行中又は入港中の漁船に速やかに連絡する。

(ク) 市

津波警報等の通知を受けた市は、気象等警報受報の取扱いと同様とし、打鐘、サイレン吹鳴、そ

の他市地域防災計画の定めるところに従って措置するものとする。

3. 津波に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア 県内の沿岸(島根県出雲・石見、隠岐)に津波警報等が発表されたとき。

イ その他、津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2)発表・伝達

気象庁は津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から津波警報等及び地震・津波の現象の状況に関する解説について要請が あった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

	情報の種類	発 表 内 容
津	津波到達予想時刻・予	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達
波	想される津波の高さ	時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。
情	に関する情報	
報	各地の満潮時刻・津波	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到
	の到達時刻に関する	達時刻を発表する。また、震源要素も併せて発表する。
	情報	
	津波観測に関する情	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津
	報	波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。
	津波に関するその他	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。
	の情報	津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表する。

[※]島根県内の検潮所(気象庁所管)及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

(4) 緊急警報放送システム (EWS)

NHKは緊急警報放送システムにより「大津波警報」、「津波警報」を放送する。

4. 被害情報等の収集・伝達

(1)被害情報の収集・把握

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援 物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項であるため、市をはじめ防 災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に 把握し、関係機関に伝達する。

(2)被害状況の調査

ア 調査実施者

(ア) 県管理以外の被害については、市において行う。調査実施が困難な場合は、県に協力を要請す

[※]津波の高さの最大値の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

ることができる。

(イ) 市長は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は災害時期別に次のとおり行うものとする。

(ア) 発生調査

市は災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。

本調査は、災害にともなう応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を 調査するものとする。

(イ) 中間調査

災害発生後の状況の変化にともない、できる限り詳細に調査するものとする。

本調査は、被害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、できる限りその都度行う。

(ウ) 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査するものとする。

本調査は、災害にともなう応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期するものとする。

ウ 調査事項

島根県地域防災計画(資料編)において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生速報にかかる被害については、判定基準(2)による。 判定基準の一覧表は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

オ 被害状況の通報及び被害状況報告

被害状況報告の系統図は、風水害編 P162 を参照。

- (ア) 関係機関の行う通報及び報告
 - ①江津市防災会議を構成する機関が、それぞれの機関において収集した災害情報の系統機関への報告は、各機関において定められた基準に従って行うこととするが、収集した情報のうち、必要と認められるものについては、すみやかに防災会議会長あて通報するものとする。

◎連絡事項

- a. 災害の原因
- b. 災害発生の日時
- c. 災害発生場所または地域
- d. 災害の程度(事項別内訳被害程度)
- e. 応急措置(事前措置を含む)の概要
- f. 復旧状況
- g. 今後の措置方針
- h. 災害対策本部設置の有無
- i. その他必要と認める事項
- ②防災会議会長は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急

対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう 指示し、設置していない機関については適宜FAX等で伝達する。

(イ) 市における通報及び報告

①通報責任者

市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、県総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

- ②被害状況等の取りまとめ及び報告
- ○市から県への報告

市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。特に、行方不明者の数は捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となったものについて、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県に連絡する。

- ・各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ県総合防災情報システムに よる所定の様式により行う。
- ・災害発生速報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課(本 部設置後は、総務部庶務班)及び浜田県土整備事務所に報告する。
- ・被害状況の報告に当たっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮 影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録 し、報告する。
- ・被害規模を早期に把握するため、市(消防本部)は情報(119番が殺到する状況等)を積極的に 収集し、県及び国へ報告する。

○市から国への報告

市が県に報告できない場合または特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市は 直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった 後の報告については県に対して行う。

地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、市は、第一報を県に対して行うだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報の報告についても引き続き消防庁に対して行う(第3直接即報基準)。

③報告の種類及び時間

報告の種類及び時間は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照。

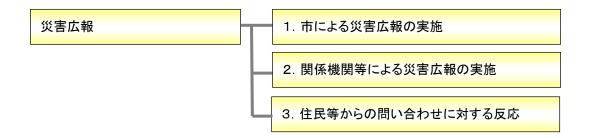
第3節 災害広報

津波災害発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要があります。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努めます。

■主な実施担当 総務班 ・ 情報班

■防災関係機関等 消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関



1. 市による災害広報の実施

(1) 基本事項

第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

(2) 広報の方法

市は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

ア 一般広報

(ア) 広報内容

地震・津波発生直後の広報

- ①地震に関する情報 (気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等 今後の地震への警戒)
- ②津波に関する情報(津波発生の有無、規模等、警報等発表状況)
- ③避難の必要の有無等(大津波警報、津波警報や避難勧告等を察知した場合は、即時広報)、指定 緊急避難場所の開放状況等
- (イ) 地震による被害発生時の広報
 - ①災害発生状況(死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況)
 - ②災害応急対策の状況(地域ごとの取組状況等)
 - ③道路交通状況(道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等)

- ④電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)
- ⑤医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- ⑥応急危険度判定実施体制設置の状況(必要性と要請方法)
- (ウ) 応急復旧活動段階の広報
 - ①市民の安否(被災者台帳の作成、被災者支援への活用等)
 - ②給食・給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途 絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)
- (エ) 支援状況受け入れに関する広報
 - ①各種ボランティア情報 (ニーズ把握、受入れ・派遣情報等)
 - ②義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報
- (オ)被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(キ) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県または報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、要配慮者等に十分配慮するものとする。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

- (ア) 防災行政用無線 (戸別受信機・屋外拡声装置)、CATV等による広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) ハンドマイクによる広報
- (エ) 広報紙、掲示板による広報
- (オ) インターネットによる広報
 - a ホームページ等を活用した広報
 - b 携帯電話を活用した情報提供
 - c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報
- ウ 報道機関への広報

県と同様、市広報担当班が定期的に記者発表の場を設け、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害時は、県による報道機関調整を要請する。

2. 関係機関等による災害広報の実施

(1) 基本事項

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、一般市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市、県及び報道機関に広報を要請する。

(2) 広報の方法

第2編第2章第3節「災害広報」を参照。

3. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

市は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に 侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い 応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、 県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警 察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力 等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居 場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

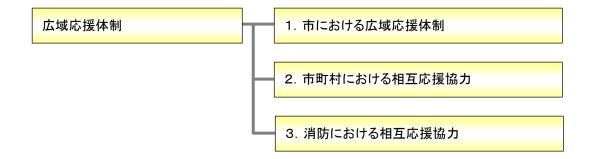
第4節 広域応援体制

地震・津波災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要があります。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実します。また、災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の有効性を担保します。

■主な実施担当 人事班 ・ 総務班

■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 消防本部



1. 市における広域応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

2. 市町村における相互応援協力

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請 第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

(2) 市内所在機関相互の応援協力

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

3. 消防における相互応援協力

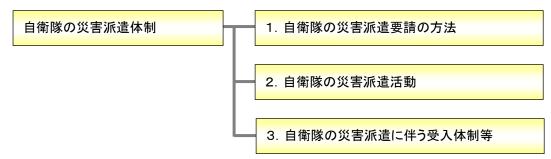
第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

地震・津波災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されます。このような場合に、市長は、人命または財産の保護のため、自衛隊災害派遣について県に要請します。

- ■主な実施担当 人事班 ・ 総務班
- ■防災関係機関等 陸上自衛隊第 13 偵察隊 · 海上自衛隊舞鶴地方隊

航空自衛隊第3輸送航空隊 · 浜田県土整備事務所 · 島根県総務部



1. 自衛隊の災害派遣要請の方法

(1) 災害派遣要請基準

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

(2) 災害派遣の範囲

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

(3) 知事に対する災害派遣要請の要求

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

(4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

2. 自衛隊の災害派遣活動

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

3. 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

(1)派遣部隊の受入体制

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

(2) 準備

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

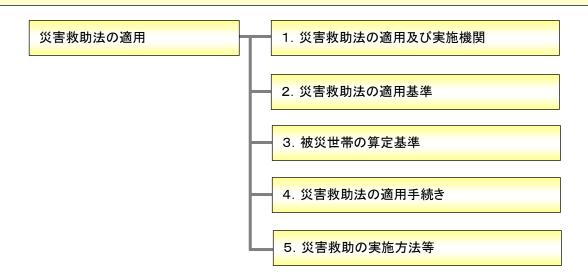
(3) 経費の負担区分

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第6節 災害救助法の適用

地震・津波災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被 災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施されます。このため、災害救助法の実 施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続き等について示します。

- ■主な実施担当 援護班
- ■防災関係機関等 島根県総務部防災危機管理課



1. 災害救助法の適用及び実施機関

(1) 災害救助法の適用

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

(2) 実施機関

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

2. 災害救助法の適用基準

(1)災害救助法適用基準(災害救助法施行令第1条)第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

3. 被災世帯の算定基準

(1)被災世帯の算定

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

(2) 住家の滅失等の認定

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

(3) 家及び世帯の単位

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

4. 災害救助法の適用手続き

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

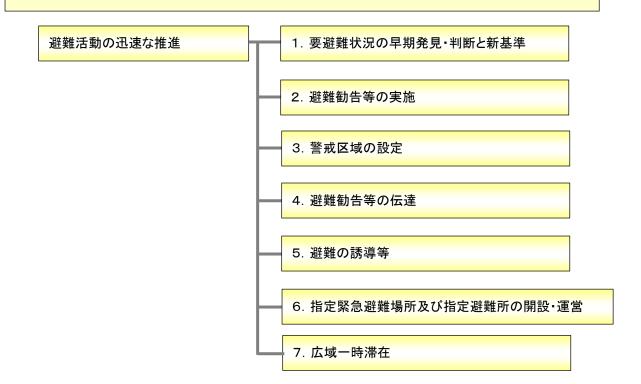
5. 災害救助の実施方法等

第2編第2章第6節「災害救助法の適用」を参照。

第7節 避難活動の迅速な推進

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき 避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、時期を失しないよう避難のた めの立退きを勧告しまたは指示する等の措置をとる必要があります。特に、市長は、避難措置実施の 第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる ものとします。また、市は躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時おける優先すべき業務 を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努め ます。

- ■主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 援護班 ・ 土木・建設班 ・ 農林水産班
- ■防災関係機関等 消防本部・ 江津警察署・ その他防災関係機関



1. 要避難状況の早期発見・判断と新基準

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、 避難対策の要否を判断する。

ア 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても津波が 来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的 被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震(震度 4 以上)を感じた時、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市、海上保安官及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

なお、国外で発生した地震について「遠地地震に関する情報」が発表された場合にも、その後に津 波警報等が発表される可能性があることを認識し、適切な避難措置を実施する。

(ア) 市

①直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

- ②沿岸市町村に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ・テレビ等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも 1 時間はNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには住民等に対して直ちに避難勧告等を発令する。このほか県、警察及びNTT事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。
- ③大津波警報、津波予報及び避難の指示の伝達に漏れがないようにするため、港湾、漁港、海水 浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当 該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

(イ) 海上保安官署等の取るべき措置

①海上保安官署の取るべき措置

海上保安署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、 または港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

②船舶所有等の取るべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外(水深の深い広い海域) に退避し、港外退避出来ない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

(ウ) 関係住民の取るべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、市長の避難勧告等の有無に関わらず、直ちに安全な場所へ 避難出来るよう可能な限り、ラジオ・テレビの放送を聴取する。

イ 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、または危険物等の流出拡散危険が予測される場合に非難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

ウ 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

(3) 避難対策の新基準

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

2. 避難勧告等の実施

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令及び時期

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(2) 避難勧告等権者及び時期

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(3) 避難勧告等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

ア 避難勧告等の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、またはガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の 生命及び身体を保護するため必要とする場合などに発する。

イ 避難勧告等の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを 勧め、または促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧 告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 相互の連絡協力

関係機関(者)は避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの勧告、指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(4) 市の実施する避難措置

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(5) 病院・社会福祉施設等における避難措置

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(6) 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(7) 車両等の乗客の避難措置

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

3. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(2)警戒区域(災害対策基本法第63条関係)の設定 第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

4. 避難勧告等の伝達

(1) 避難計画に基づく伝達

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(2) 災害状況に応じた伝達

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(3)要配慮者への配慮

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(4) 各種施設等

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

5. 避難の誘導等

(1)地域における避難誘導等

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(2) 医療施設・社会福祉施設等における避難誘導

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(3) 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(4) 学校等における避難誘導

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(5) 避難誘導時の安全確保

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

6. 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

(2) 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

7. 広域一時滞在

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避

難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言するものとする。 国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- (4) 市は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (5) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

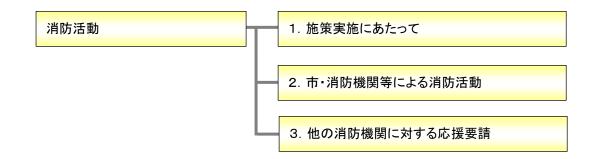
第8節 消防活動

地震・津波に伴い火災が発生した場合、市・消防機関は、住民、消防団、自主防災組織、各事業所の 自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要があります。

このため、消防機関は、現有の消防力(装備・車両・水利等)の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施します。

■主な実施担当 総務班

■防災関係機関等 消防本部 ・ 江津市消防団 ・ その他防災関係機関



1. 施策実施にあたって

(1) 臨機応変な消防活動

地震火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街地化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。特に、震災時には、断水による消火栓の使用支障、倒壊した建物、道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

(2) 応援隊との連携

地震火災等が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を 要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を 明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

(3) 消防用緊急通行車両の通行の確保

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

2. 市・消防機関等による消防活動

(1) 市・消防本部の消火活動

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

(2) 消防団による消火活動

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

(3) 市民の対策

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

3. 他の消防機関に対する応援要請

(1)消防相互応援協定による応援要請 第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

(2) 知事による応援出動の指示

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

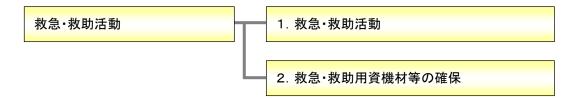
(3) 県への応援要請上の留意事項

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第9節 救急·救助活動

地震・津波災害時において、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、多数の救急・救助事 象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要が生じます。この際、各関係機関は、相互に密 接に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施します。

- ■主な実施担当 総務班 ・ 援護班
- ■防災関係機関等 消防本部 ・ 医療機関 ・ その他防災関係機関



1. 救急・救助活動

(1) 救急・救助活動

第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

(2) 住民及び自主防災組織による救急救助活動

第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

2. 救急・救助用資機材等の確保

(1) 救急救助用装備・資機材の調達

第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。 車両の確保については、本章第13節「緊急輸送」を参照。

(2) 救急車・救助工作車の配備状況

第2編第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

第10節 医療救護

地震・津波災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが 予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想されます。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に 初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処 置、負傷者等の搬送を実施するとともに後方医療体制の確立を図ります。

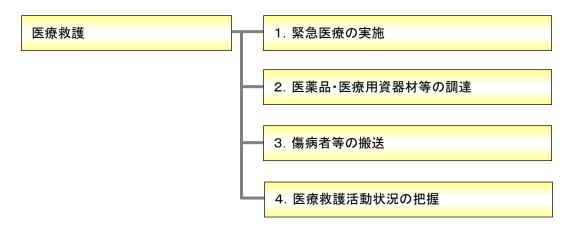
また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していきます。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」によります。

■主な実施担当 援護班

■防災関係機関等 日本赤十字社島根県支部 · 島根県医師会 · 消防本部

浜田保健所



1. 緊急医療の実施

(1) 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

(2) 助産救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

2. 医薬品・医療用資器材等の調達

(1) 医薬品・医療用資器材等の調達

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。 緊急輸送については、本章第13節「緊急輸送」参照。

(2) 保存血液等の供給

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

3. 傷病者等の搬送

(1) 傷病者等の収容施設の確保

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

(2) 傷病者搬送の手順

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

(3) 傷病者搬送体制の整備

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

(4) 透析患者等への対応

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

4. 医療救護活動状況の把握

(1) 被災地における医療ニーズの把握 第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

(2) 医療救護活動の集約及び広報活動の実施

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第11節 警備活動(県警の対応)

市内に大規模な地震・津波災害が発生した場合には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要です。

このため、地震災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救助、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処することとなっています。

本節の警備活動は、県(警察本部)によって実施されるものですが、市は、当該警備が円滑に実施されるよう配慮し協力します。

■主な実施担当 総務班 教育班 援護班

■防災関係機関等 島根県警察本部 · 江津警察署 · 消防本部

警備活動(県警の対応) 1. 災害警備体制の確立 2. 災害警備措置

1. 災害警備体制の確立

(1) 県警備本部の設置

ア 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で震度5強以上の地震が発生し、もしくは県沿岸に津波警報(大津波)が発表された場合 または大震災が発生し、もしくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し、 指揮体制を確立する。

イ 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で震度5弱の地震が発生し、もしくは県沿岸に津波警報(津波)が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

ウ 警察署災害警備本部

震度5弱以上を観測した地域及び津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

(2) 警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

(3) 警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

(4) 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

2. 災害警備措置

(1) 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

ア 初期段階

- (ア) 家屋、ビル等の倒壊状況
- (イ) 主要道路・橋梁の損壊状況
- (ウ) 火災の発生状況
- (エ) 津波の来襲状況
- (オ) 死傷者、行方不明者等の状況
- (カ) 住民の避難状況
- (キ) 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及び IRの被害状況
- (ク) 重要施設等の被害状況

イ その後の段階

- (ア)被災者の動向
- (イ) 被災地、避難所等の治安状況
- (ウ) 流言飛語の発生状況
- (エ) 交通規制の実施状況
- (オ) 防災関係機関による災害応急対策の進ちょく状況
- (カ) ライフライン等の復旧状況及び見通し

(2)避難誘導

ア 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

- (ア) 大火の発生、津波の来襲等、広域にわたって被害の発生が予想される場合などは、避難の指示を行う前であっても、市長と協議の上、要配慮者に対し、事前に安全な避難先に避難するよう指導する。
- (イ) 避難対象地域が広範囲にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導を行う。
- (ウ) 自治会、職場単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。
- (エ)病院、学校、駅、ショッピングセンターその他多数人が利用する場所については、管理者等の 誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を 派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。
- (オ)避難先において、火災の発生や山(がけ)崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、 機を失することなく速やかに避難先を変更する。

イ 避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難先、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

ウ 避難誘導時の安全確保

避難誘導に当たっては、避難誘導に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援などを行う。

(3) 救出・救助

救出・救助は、被害の状況に応じて次により部隊を重点的に投入して行う。

ア 措置要領

- (ア) 倒壊家屋の密集地域及び病院、学校、駅並びに山(がけ)崩れによる家屋埋没箇所等、多数の 負傷者が認められる場所を重点に行う。
- (イ) 救出した負傷者は、応急処置を施した後、消防、日赤等の救護機関に引継ぎ、病院等に収容する。
- (ウ) 救出活動に当たっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次災害の防止措置を講じて行う。

イ 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有業者等の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

(4) 交通秩序の維持

本章第12節「交通確保、規制」を参照。

(5) 死体の見分、検視

第2編第2章第11節「警備活動(県警の対応)」を参照。

(6) 行方不明者の調査及び迷い子等の保護

第2編第2章第11節「警備活動(県警の対応)」を参照。

(7) 地域安全対策

第2編第2章第11節「警備活動(県警の対応)」を参照。

(8)援助要請

第2編第2章第11節「警備活動(県警の対応)」を参照。

第12節 交通確保、規制

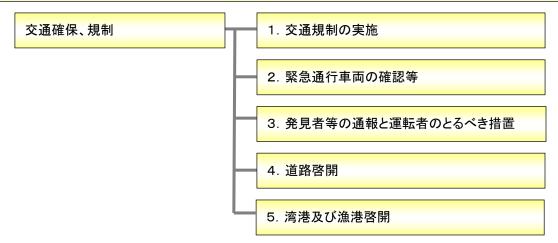
地震・津波発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、路面、橋梁等の亀裂、陥没等交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想されます。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されます。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送のための交通を確保するとともに、これらの 道路啓開(道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること)し、破損箇所を修復すること (応急復旧)は、救援活動を円滑に行うための必要条件です。

地震・津波後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、 関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網(緊急輸送 道路ネットワーク)として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行います。

■主な実施担当 土木・建設班・管理班・総務班・農林水産班

■防災関係機関等 江津警察署 · 消防本部 · 浜田県土整備事務所



1. 交通規制の実施

(1) 道路管理者の交通規制の実施方法

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(2) 警察機関の交通規制の実施方法

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(3) 自衛官または消防吏員

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(4)港湾管理者及び海上保安本部

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(5) 道路管理者と警察機関の相互連絡

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(6) う回路の設定

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(7) 規制の標識等

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(8) 規制の広報・周知

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(9) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものと し、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県(土木 部道路維持課)又は日本道路交通情報センターに連絡する。

(10) 路上放置車両等に対する措置

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2. 緊急通行車両の確認等

(1)緊急通行車両の確認

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

3. 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

(1)発見者等の通報

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

ア 地震災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない

- (ア) 走行中の場合は、次の要領により行動すること。
 - ・できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - ・停車後は、カーラジオ等により罹災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況 に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

- (イ)避難のために車両を使用しないこと。
- イ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置を とらなければならない。
 - (ア) 区域または道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動すること。
 - (イ) 当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左 側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 警察官の指示を受けたときには、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

4. 道路啓開

地震発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去(道路啓開)し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること(応急復旧)は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網(緊急輸送道路ネットワーク)として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

(1) 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(2) 道路啓開作業の実施

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

5. 湾港及び漁港啓開

(1) 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を 行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

(2) 港湾及び漁港啓開作業の実施

県及び市は、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。 啓開で発生した土砂・流木等災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

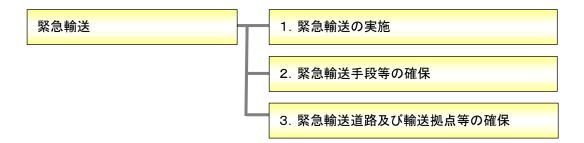
(3) 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国[国土交通省、農林水産省]に報告するとともに、障害物の除去等に努める。

第13節 緊急輸送

地震・津波災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要です。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じます。

- ■主な実施担当 商工班 ・ 管理班
- ■防災関係機関等 江津警察署・ 貨物自動車運送事業者・ その他防災関係機関



1. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の実施責任者

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

(2) 緊急輸送の対象

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

2. 緊急輸送手段等の確保

(1) 緊急輸送手段

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

(2) 輸送条件

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

(3)強制確保

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

(4)費用の基準及び支払い

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

3. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

(2)輸送拠点等の確保

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

(3) 関係機関及び住民等への周知

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

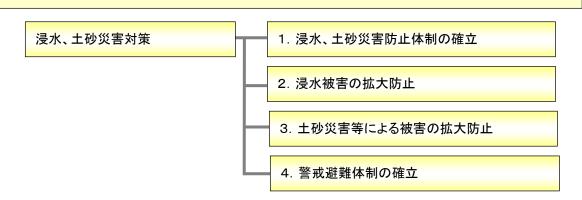
第14節 浸水、土砂災害対策

市内の河川、護岸、ダム、ため池、急傾斜地等においては、地震・津波後、施設の損壊による浸水や 土砂災害による被害をもたらす可能性があり、それらの防止のため、監視及び応急措置等を講ずる必 要があります。このため、市及び県、関係機関等は、浸水、土砂災害への警戒を行い、必要に応じて地 域内外の協力・応援を得て警戒活動を実施し、浸水、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を 講じることとします。

■主な実施担当 土木・建設班・情報班・ 総務班

■防災関係機関等 国土交通省浜田河川国道事務所 · 浜田県土整備事務所

江津警察署 ・ 消防本部 ・ その他防災関係機関



1. 浸水、土砂災害防止体制の確立

市は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「江津市水防計画」に定めた方法により確立する。また、急傾斜地等における土砂災害に対応するための体制を確立する。

2. 浸水被害の拡大防止

(1) 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

(2) 水門及び樋門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。この ため、各施設の管理者は開閉の点検を行うものとする。

(3) ダムの点検

ダムの管理者は、ダムの基礎部に設置した地震計により観測された最大加速度が 25gal 以上である 地震、またはダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、 直ちに「地震発生後のダム臨時点検要領 (案) (国土交通省河川局通達)」に基づいて臨時点検を行う。

(4) ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、市、県を通じて中国四国農政局長に報告する。市はため池の管理者に震災後の点検・報告について周知指導する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

(5) 水防計画に準拠した活動

地震、津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「江津市水防計画」及び「島根県水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。

3. 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害発生前

市及び県は、地域で地震に伴う土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2)土砂災害発生後

市及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地 すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の 早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、市及び県は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊 面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

(3) 土砂災害の防止措置

地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念 される場合は、各施設管理者、市は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置 等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

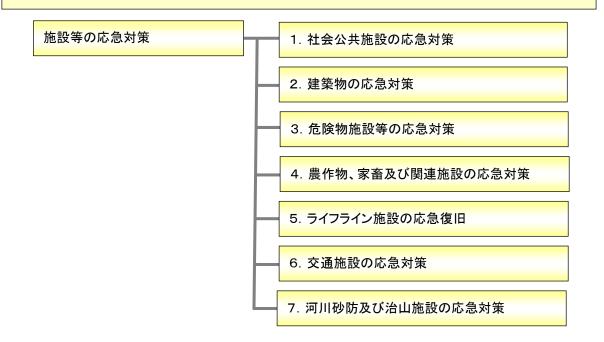
4. 警戒避難体制の確立

第2編第2章第15節「土砂災害対策」を参照。

第15節 施設等の応急対策

社会公共施設を始め、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震・津波災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たします。このため、市、県、施設管理者及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施します。による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行います。

- ■主な実施担当 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 総務班
- ■防災関係機関等 中国電力㈱ · LPガス事業者 · 西日本電信電話㈱



1. 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。このため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、対応する。

2. 建築物の応急対策

(1) 応急対策実施体制の確立

ア市

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立する とともに、浜田県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

イ 建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を設置し、市及び県が実施する応急対策活動に協力する。

ウ 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し、関係機関の周知を図る。特に、 応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めて おくことが重要である。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市が独自に調査や補修を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 応急危険度判定の実施

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は 実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるものとするが、市で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

また、判定によって建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明をし二次災害の発生を防止する。

(4) 宅地危険度判定の実施

地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、市に 宅地判定実施班を設置し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

(5) 応急対策業務への応援要請

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

3. 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

4. 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

市長は、地震が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する支庁農林局又は西部農林振興センターに被害状況を報告する。

5. ライフライン施設の応急復旧

(1) 災害情報の収集・伝達

第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

(2) 災害応急活動体制の確立

第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

(3) 応急措置の実施

第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

(4) 災害広報等の実施

第2編第2章第16節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

6. 交通施設の応急対策

(1) 道路施設の応急対策

市は、道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行う。

(2) 港湾及び漁港施設の応急対策

ア 港湾施設応急対策

港湾施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

イ 漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

7. 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策

(1) 河川及び海岸保全施設応急対策

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増派を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮するものとする。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。

(2) 砂防施設(地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む)

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(3)治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(4) 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下「負担法」という。)及び農林 水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(以下「暫定法」という。)に基づき、 災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状 況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受 ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧することとする。

第16節 要配慮者の安全確保

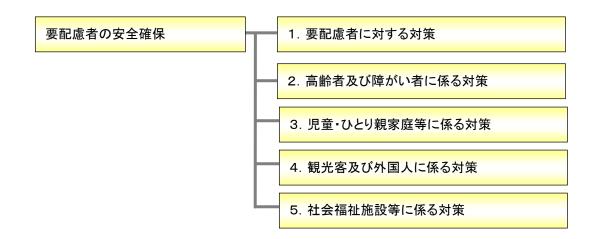
災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動を取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすいといえます。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となります。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、 地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進します。

■主な実施担当 総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班

商工班 ・ 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班

■防災関係機関等 江津警察署 ・ 消防本部 ・ その他防災関係機関



1. 要配慮者に対する対策

(1) 市が実施する要配慮者対策

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

2. 高齢者及び障がい者に係る対策

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

3. 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1)要保護児童の援護

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

(3)ひとり親家庭等の支援

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

4. 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

(2) 外国人の安全確保

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

5. 社会福祉施設等に係る対策

(1)入所者・利用者の安全確保

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

(2)県・市への応援要請等

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

(3) 市及び県の支援活動

第2編第2章第17節「要配慮者の安全確保」を参照。

第17節 集積配分拠点運営計画

大規模地震・津波災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する必要がある場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被害の生活上の制約の解消を支援する必要があります。

そのため、市は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災市民に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施します。また、物資の供給を円滑に進めるため、市は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告します。

■主な実施担当 総務班 ・ 商工班 ・ 管理班

■防災関係機関等 広島食料事務所松江事務所浜田支所

貨物自動車運送事業者 • 日本赤十字社島根県支部

集積配分拠点運営計画 1. 救援物資の管理体制 2. 救援物資の供給体制

1. 救援物資の管理体制

災害対策本部総務班は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各班の要員を本部総務班に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。関係各班は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるものとする。

2. 救援物資の供給体制

(1) 救援物資の供給体制

大規模地震災害時は、備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災住民に効果 的に供給する。

(2) 災害時の物資の供給方法

ア 各業者との連携

災害時に流通物資が必要になった場合、各班は、事前に協定締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり(業者団体または個別業者に要請するなど)、必要物資等の確保に努める。

イ 被災地における需要の把握

被災地における需要の把握は、基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、 県に協力を要請する。

ウ 災害対策本部との連携

救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、本部担当班に派遣された各班の派遣要因は、担当班と連携をとるとともに、所属の班員との情報連絡を継続するものとする。

第18節 食料の確保及び供給

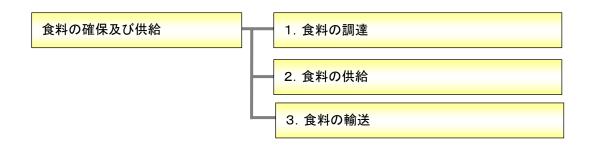
地震・津波災害時には、建物の倒壊や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機構等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがあります。このため、市民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施するものとします。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市が行いますが、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町等が応援または協力して実施するものとします。また、被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要です。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮します。

■主な実施担当 総務班 農林水産班 商工班 管理班

■防災関係機関等 中国四国農政局島根農政事務所 ・ 地区トラック協会

日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関



1. 食料の調達

(1) 米穀の調達

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

(2) その他の食品等の調達

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

2. 食料の供給

(1) 供給対象者

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

(2) 市における食料供給の手段・方法

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

(3)給食基準

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

3. 食料の輸送

(1) 県及び市による輸送

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

(2) 自衛隊等への輸送要請

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

(3)輸送方法等

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

(4) 食料集積地の指定及び管理

第2編第2章第18節「食料の確保及び供給」を参照。

第19節 飲料水等の供給

地震・津波災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活 用水等などの確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となりま す。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想されます。このため、原則として市は、緊 急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水します。

ただし、市において実施できないときは、他の市町村等に協力を要請することとします。避難場所や 病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発 生後の速やかな給水の確保を図る必要があります。

■主な実施担当 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班 ・ 人事班

■防災関係機関等 県(総務部、健康福祉部、環境生活部)・その他防災関係機関

飲料水等の供給 1. 給水の実施

1. 給水の実施

市及び水道課は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て、給水活動を実施する。最低 必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町または県に速やかに応 援を要請する。

(1)情報の収集

第2編第2章第19節「飲料水等の供給」を参照。

(2)給水活動

第2編第2章第19節「飲料水等の供給」を参照。

(3) 災害救助法に基づく措置

第2編第2章第19節「飲料水等の供給」を参照。

第20節 生活必需品等の供給

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被 災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となります。また、一部では避 難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な 給与が必要となります。

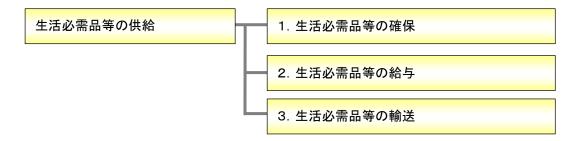
このため、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与または貸与します。生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行います。ただし、市において確保等が困難なときは、県または関係機関等が協力して実施します。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮します。

■主な実施担当 管理班 ・ 商工班 ・ 援護班

■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 · 江津市社会福祉協議会 · 自衛隊

日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関



1. 生活必需品等の確保

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

2. 生活必需品等の給与

(1)配布基準

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(2)市

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(3) 日本赤十字社島根県支部

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(4) 陸上自衛隊

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(5) その他の防災機関

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

3. 生活必需品等の輸送

(1) 市及び県による輸送

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(2) 自衛隊への輸送要請

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(3)輸送方法等

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

(4)物資集積地の指定及び管理

第2編第2章第20節「生活必需品等の供給」を参照。

第21節 災害ボランティアの受入れ、支援

大規模地震・津波災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入れ体制を確立し、活動を支援します。

- ■主な実施担当 援護班
- ■防災関係機関等 日本赤十字社島根県支部 · 社会福祉協議会

災害ボランティアの受入れ、支援

- 1. 災害ボランティアの受入れ、支援
- 2. 海外からの応援の受入れ

1. 災害ボランティアの受入れ、支援

(1) 災害救援ボランティアセンターの開設

第2編第2章第21節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

(2) 被災地におけるボランティア支援

第2編第2章第21節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

(3) 県による支援

第2編第2章第21節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

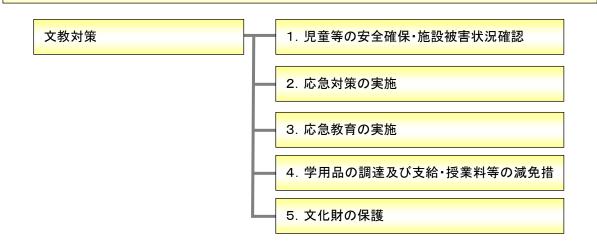
2. 海外からの応援の受入れ

第2編第2章第21節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

第22節 文教対策

市及び学校管理者は、災害発生時に保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設において、乳幼児、児童生徒(以下「児童等」という。)や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。

- ■主な実施担当 教育班 ・ 援護班
- ■防災関係機関等 島根県教育庁 · 各学校 · 各保育所



1. 児童等の安全確保・施設被害状況確認

(1) 最優先課題

地震発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など災害時に要配慮者となることが予想される子どもたちに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

(2) 地震・津波発生時の対応

地震・津波発生時においては、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面 児童等がとるべき行動の指示を行う。特に津波が発生するおそれがある場合には、直ちに高台へ避難 させ、安全を確保する。休憩時間や放課後等にあっては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、 教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努めること。

(3) 児童等の保護者への引き渡し

第2編第2章第22節「文教対策」を参照。

2. 応急対策の実施

(1) 災害時の対応

市及び県は、必要に応じて所管する保育所・学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるととも

に、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講ずるものとする。

- ア 保育所長・校長は児童等・施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与え、子育て 支援課・教育委員会と連絡をとり、迅速な応急対策がとられるように努める。保育所長・校長が不在 の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、子育て支援課・教育委員会への報告は、早 さを旨とし、報告できるものから逐次行う。
- イ 被害の状況により施設内の危険箇所については立ち入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、子育て支援課・教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。
- ウ 校長は施設の情況、通学路の情況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校、 下校措置等をとる。
- エ 保育所・学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、 運営に当たる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。
- オ 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ 報告する。

3. 応急教育の実施

(1) 災害時の対応

第2編第2章第22節「文教対策」を参照。

4. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

(1) 基本事項

ア 学用品の給与の対象

地震により住家に被害(全壊焼、流失、半壊焼または床上浸水)を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(特別支援学校の中学部生徒を含む)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)であって、市長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

イ 給与の時期

災害発生の日から、教科書(教材を含む)については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(2) 給与の実施

第2編第2章第22節「文教対策」を参照。

(3)授業料等の減免措置

第2編第2章第22節「文教対策」を参照。

5. 文化財の保護

(1) 文化財の応急措置

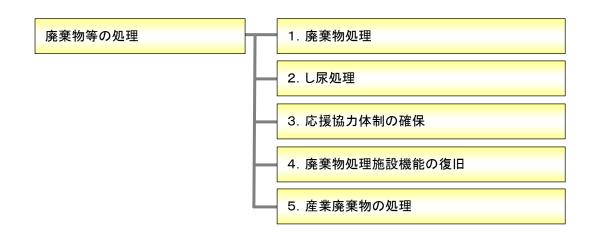
第2編第2章第22節「文教対策」を参照。

第23節 廃棄物等の処理

震災の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

- ■主な実施担当 土木・建設班 ・ 農林水産班 ・ 衛生班 ・ 総務班
- ■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 · 島根県環境生活部 · 江津市建設業協

会



1. 廃棄物処理

(1) 災害廃棄物の発生量

- ア 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋からの瓦礫類、焼失家屋等の焼け残り、建築物 の破損物等が考えられる。
- イ 震災により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- ウ 発生量を把握するため、市は事前にトラック等における瓦礫等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。(積載量については、例えば「4 t 車輌には、 廃木材 6 ㎡、土砂類 3 ㎡、10 t 車両にはコンクリート塊 5 ㎡、土砂類 7 ㎡の積載とする」)

(2) 応援体制の確保

被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、 県に対し連絡調整等の協力を要請する。

(3) 処理対策

ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗の大きい廃棄物が収集可能な状態になった 時点から速やかに収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

イ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 震災により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等であるが、一時期の最終処分場への大量搬送は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場(学校の校庭、河川敷、公共広場等)を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法

を講じる必要がある。

- (イ) 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。
- (ウ) 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また災害廃棄物以外の物(土砂等)が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
- (エ) 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。
 - ①環境衛生に支障が生じないこと。
 - ②搬入に便利なこと。
 - ③分別等適正処理の対応ができること。

ウ 倒壊家屋からの瓦礫類等

倒壊家屋からの瓦礫類、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行うものとする。

- エ 災害廃棄物の処分
 - (ア) 災害廃棄物については、原則として市の最終処分場で処理する。
 - (イ) 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

2. し尿処理

(1) 作業体制の確保

第2編第2章第23節「廃棄物等の処理」を参照。

(2) し尿処理量の推定

第2編第2章第23節「廃棄物等の処理」を参照。

(3) 処理対策

ア 倒壊家屋等

倒壊家屋や焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、 収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

また、被災により使用不能となった便槽に貯留されているし尿についても同様に収集を行う。

イ 指定避難所等

指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先 的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

ウ 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯や団地において、震災により水洗トイレが使用不能となった場合、 速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

3. 応援協力体制の確保

第2編第2章第23節「廃棄物等の処理」を参照。

4. 廃棄物処理施設機能の復旧

第2編第2章第23節「廃棄物等の処理」を参照。

5. 産業廃棄物の処理

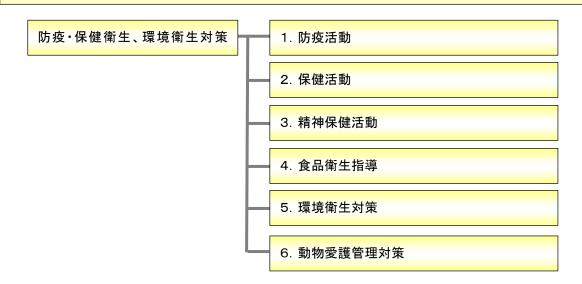
第2編第2章第23節「廃棄物等の処理」を参照。

第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

地震・津波災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図ります。

- ■主な実施担当 衛生班 ・ 援護班
- ■防災関係機関等 島根県医師会 医療関係機関 浜田保健所

その他防災関係機関



1. 防疫活動

(1) 防疫活動組織

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

(2) 防疫活動内容

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

2. 保健活動

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

3. 精神保健活動

(1) DPATの編成

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

(2)精神保健活動内容

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

(3)精神保健の対象者

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

(4)精神保健活動実施者

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

4. 食品衛生指導

(1) 食品衛生指導班の編成及び派遣

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

(2) 食品衛生指導班の指揮及び活動

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

5. 環境衛生対策

(1)環境衛生指導班の編成

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

(2) 県の環境衛生指導班の活動内容

第2編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

6. 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物 や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管 理体制の整備を図る。

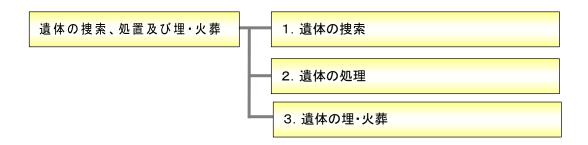
市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

また、市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第25節 遺体の捜索、処置及び埋・火葬

地震・津波災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施します。

- ■主な実施担当 総務班・衛生班・援護班
- ■防災関係機関等 島根県健康福祉部 · 江津警察署 · 消防本部 · 医療機関 その他島根県医師会



1. 遺体の捜索

第2編第2章第25節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

2. 死体の処理

(1)遺体の搬送

第2編第2章第25節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

(2)遺体収容所(安置所)の設営及び死体の収容

第2編第2章第25節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

(3)遺体の検視

第2編第2章第25節「死体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

3. 遺体の埋・火葬

(1) 広域的な火葬の実施

第2編第2章第25節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

(2) 埋・火葬実施基準

第2編第2章第25節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

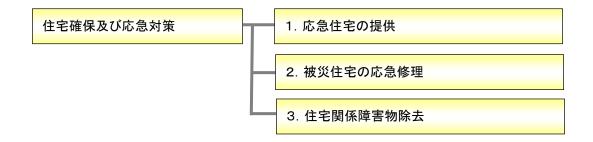
第26節 住宅確保及び応急対策

住宅が地震・津波による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では 直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、または応急住宅の提供を行います。

なお、被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図ります。

■主な実施担当 土木·建設班 · 総務班

■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 • 島根県健康福祉部



1. 応急住宅の提供

(1) 方針

第2編第2章第26節「住宅確保及び応急対策」を参照。

(2) 公的住宅の提供

第2編第2章第26節「住宅確保及び応急対策」を参照。

(3) 応急仮設住宅の建設

第2編第2章第26節「住宅確保及び応急対策」を参照。

2. 被災住宅の応急修理

(1) 方針

第2編第2章第26節「住宅確保及び応急対策」を参照。

(2) 実施内容

第2編第2章第26節「住宅確保及び応急対策」を参照。

3. 住宅関係障害物除去

第2編第2章第26節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第27節 農林漁業関係被害の拡大防止

地震・津波災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されます。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施します。

また、農林水産業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害・震災以外にも雪害、霜害、干害など多様な災害の発生が考えられます。これらの各種災害に対しても考慮し、関係機関と連携して、的確な対応策を講じます。

■主な実施担当 農林水産班

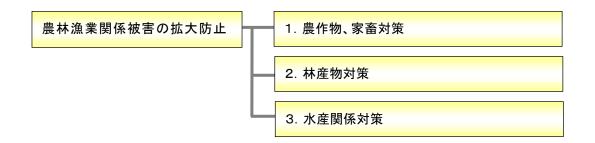
■防災関係機関等 島根県農業協同組合

浜田水産事務所 ・ 西部農林振興センター

(有)ふるさと支援センターめぐみ ・ 川本家畜保健衛生所

江津漁業協同組合 · 江川漁業協同組合 · 江津市森林組合

邑智郡森林組合



1. 農作物、家畜対策

(1)農作物対策

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

(2) 家畜対策

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

2. 林産物対策

(1)被害状況の把握

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

(2) 災害対策技術者指導

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

(3) 風倒木の処理指導

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

(4)森林病害虫等の防除

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

(5) 凍霜害防除

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

3. 水産関係対策

第2編第2章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第3章 災害復旧·復興計画

5-	194
U	144

第1節 災害復旧·復興

震災復旧計画においては、地震・津波災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施します。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興 事業を推進します。

- ■主な実施担当 総務班 · 土木·建設班 · 農林水産班 · 上下水道班
- ■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 西部農林振興センター ・ その他防災関係機関

 災害復旧・復興
 1. 災害復旧事業計画の作成

 2. 災害復旧事業の実施

 3. 復興計画の作成

1. 災害復旧事業計画の作成

(1) 事業計画の作成方針の検討

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

(2) 支援体制

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

2. 災害復旧事業の実施

(1)公共施設の復旧等

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

(2) 災害復旧事業計画

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

3. 復興計画の作成

(1) 震災復興計画の作成

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

(2) 防災まちづくり

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照。

第2節 生活再建等支援対策の実施

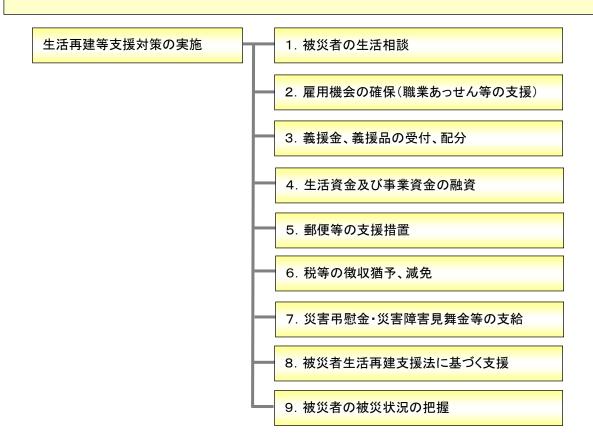
地震・津波災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講じます。

■主な実施担当 総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班

商工班 • 土木•建設班

■防災関係機関等 県 · 住宅金融公庫 · 社会福祉協議会 · 郵便局

西日本電信電話(株) ・ その他防災関係機関



1. 被災者の生活相談

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

2. 雇用機会の確保(職業あっせん等の支援)

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

3. 義援金、義援品の受付、配分

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(1)義援金等の受付、配分

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(2) 義援品の受付、配分

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

4. 生活資金及び事業資金の融資

(1)被災者個人への融資

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(2) 被災中小企業への融資

県は、地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。市は、県の担当部局と調整の上、適宜、対象者に対しての指導・斡旋を行う。

- ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。
- イ 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- ウ 高度化資金借主及び設備貸与借主に対し、貸付金(貸与料)の償還免除(対象物が滅失したとき)、 あるいは、償還期間の延長を行うよう(公財)島根産業振興財団に指示する。
- エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。
- オ 金融機関、商工団体及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特 別配慮を要請する。

(3) 被災農林水産業関係者への融資

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

5. 郵便等の支援措置

(1) 郵便関係

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(2) 為替貯金関係

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(3) 簡易保険関係

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(4) 災害寄付金の料金免除の取扱

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

6. 税等の徴収猶予、減免

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(1) 国税の徴収猶予及び減免

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(2) 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(3) 老人医療対象者に係る一部負担金の減免

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(4) 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(5) 福祉施設の費用負担の減免

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

7. 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

8. 被災者生活再建支援法に基づく支援

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(1)対象災害及び被災世帯

ア 対象災害

法の対象となる災害のうち、震災関連の自然災害は、地震及び地震に伴う津波等の災害現象であり、 人為的な原因により生ずる被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊し た自然災害である必要がある。

以下、第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(2) 支援金の支給

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(3) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(4) り災証明書の交付

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

9. 被災者の被災状況の把握

(1) 罹災証明書の交付

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

(2)被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という)は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めています。

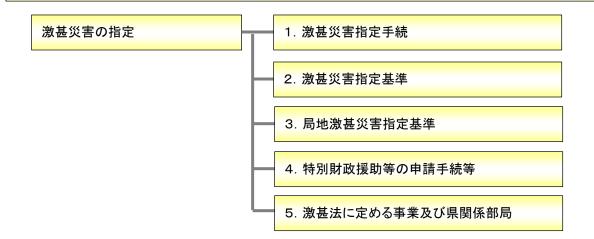
市に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要です。そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早朝に激甚の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めます。

[関係法令] ア 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 97 条~第 98 条

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)

■主な実施担当 総務班 · 人事班 · 情報班 · 管理班 · 教育班 · 農林水産班 商工班 · 土木·建設班

■防災関係機関等 県 · 指定公共機関 · 指定行政機関 · 浜田県土整備事務所



1. 激甚災害指定手続

第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

2. 激甚災害指定基準

第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

3. 局地激甚災害指定基準

第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

4. 特別財政援助等の申請手続等

第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。

5. 激甚法に定める事業及び県関係部局

第2編第3章第3節「激甚災害の指定」を参照。